

12 教育活動の実施基準

◎地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発表時の教育活動実施基準

状況		教育活動実施基準	
地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止	
	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	
	南海トラフ地震臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業
		巨大地震警戒	事前避難対象地域に位置する学校 ※下記URL参照 <登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動中止（1週間程度の休校）
			上記以外の学校 ☐ 原則通常授業
		調査終了	☐ 原則通常授業

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)

◎津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止 ☐ 沿岸部での活動は中止
津波警報	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止
大津波警報	

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

◎気象警報・注意報発表時の教育活動実施基準

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 氾濫 土砂災害	通常授業	☐ 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機)
警報	学校所在地（静岡市南部）及び自分の居住地の気象情報を確認の上、下記のように対応してください。 (1) 学校所在地又は自分の居住地に、以下Ⅰ・Ⅱのいずれかが午後3時の時点で発令されている場合 Ⅰ 気象庁からの「暴風警報」「大雨特別警報」「大雨危険警報」「大雨警報」「氾濫警報」のいずれか一つ以上 Ⅱ 自治体からの「警戒レベル4 避難指示」 →学校所在地において発令されている場合は、 一日休校 。 →自分の居住地において発令されている場合は、 自宅で待機する(出席停止扱いとする) 。 (2) 自分の居住地において発令されているⅠⅡが解除された場合 (3) ⅠⅡ以外の警報や「警戒レベル3」以下の場合 →原則、 通常授業 とします。 ※その後の気象情報や地域の実情等を確認の上、保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。安全に登校することが心配される場合は学校に連絡し、自宅で待機するか、状況を見て登校する。 (4) 天候の影響等により公共交通機関の運休等が計画されて登校が困難な場合、出席停止扱いとする。 休校等となる場合は、一斉メール送信で連絡します。 ※天候の状況を見て、休校の決定を午後3時より前に行う場合もあります。そのほか、判断に困った場合は学校へ電話で問い合わせてください。		
	その他 気象警報	通常授業 又は 授業中止	☐ 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機) ☐ 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校での留め置き、休校

※各学校、児童生徒の実状（通学範囲等）及び周辺の状況（立地状況、公共交通機関の状況等）を踏まえ、

児童生徒の安全を最優先にした柔軟な対応を行う。

※気象庁や市町から発表される情報（警戒レベル）を考慮する。

◎原子力災害発生時の教育活動実施基準

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
P A Z 内学校	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止
U P Z 内学校	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止
U P Z 外学校	☐ 通常授業 ☐ P A Z または U P Z 内から通学する児童生徒は下校または引渡し	☐ 通常授業 ☐ P A Z 内から通学する児童生徒は引渡し ☐ U P Z 内から通学する児童生徒は下校または引渡し	☐ 通常授業 ☐ P A Z または U P Z 内から通学する児童生徒は引渡し

◎噴火警報レベルに応じた教育活動実施基準

	レベル	教育活動実施基準	下校・引渡しのルール
噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	レベル 5	<登校前・登校時> ☐ 休校	☐ 下校又は引渡し
	レベル 4	<在校時> ☐ 休校措置	
噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	レベル 3	<登校前・登校時> ☐ 原則として休校 <在校時> ☐ 原則として速やかに休校措置	☐ 下校又は引渡し
	レベル 2	☐ 通常授業	☐ 通常どおり
噴火予報	レベル 1	☐ 通常授業	☐ 通常どおり

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況（避難対象エリア）を踏まえた検討が必要

※静岡県における火山噴火は、富士山及び伊豆東部火山群が想定されている。

※「富士山火山避難基本計画」にて、第 1～6 次避難対象エリアの学校は、富士山噴火警戒レベルが 3 に引き上げられた段階で、原則として速やかに休校等の措置を行うことになっている。

◎特別警報発表時の教育活動実施基準（平成 27 年 2 月 24 日付教総健第 558 号）

種類	対応	
気象等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、且つ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、児童生徒及び教職員の安全確保を徹底する。

	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、児童生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津波	大津波警報発表時の対応とする。	
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。	
地震動	緊急地震速報発表時の対応とする。	
(対応方針)		
・「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても児童生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。 ・児童生徒の帰宅又は保護者への引渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び児童生徒の居住地等の安全を確認のうえ帰宅させ、帰宅困難な児童生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。		